音更町手数料条例の一部を改正する条例

音更町手数料条例（昭和３９年音更町条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表１２の項中「の建築」の次に「、大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を加え、同項第１号中「8,０００円」を「１６,０００円（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１０条第１号、第３号又は第４号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあつては１４,０００円)」に、「１３,０００円」を「２５,０００円（確認の特例の場合にあつては２１,０００円)」に、「１９,０００円」を「３８,０００円（確認の特例の場合にあつては３２,０００円)」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２５,０００円」を「５１,０００円」に、「４１,０００円」を「８２,０００円」に改め、同項第２号ウ中「移転する」を「移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、「当該移転」の次に「、修繕又は模様替」を加え、同号エ中「移転する」を「移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする」に改め、同項に次の１号を加える。

（３）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合にあつては、建築物の床面積の区分に応じ、第１号に定める額に、当該申請に係る１棟の建築物につき、一戸建ての住宅の用途に供する建築物にあつては７,５００円を、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、５４の項、５５の項、５６の項及び５７の項において同じ。）の用途に供する建築物にあつては３０,０００円を加えた額とする。

別表１２の項の次に次のように加える。

１２の２	建築基準法第８７条の４において準用する第６条第１項又は第１８条第２項に規定する建築設備の設置に係る計画又は計画の変更の確認の申請又は通知に対する審査手数料	建築設備を設置する場合にあつては一の建築設備につき１８,０００円、確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合にあつては一の建築設備につき１２,０００円

別表１３の項中「新築、増築又は改築をする」を「工作物を築造する」に、「１基」を「一の工作物」に、「１３，０００円」を「１７，０００円」に、「８，０００円」を「１２，０００円」に改める。

別表１４の項第１号中「１３，０００円」を「２０，０００円（建築基準法施行令第１０条第１号、第３号又は第４号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあつては１５，０００円）」に、「１６，０００円」を「２４，０００円（検査の特例の場合にあつては１８，０００円）」に、「、２０，０００円」を「３２，０００円（検査の特例の場合にあつては２２，０００円）」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２６，０００円」を「４２，０００円」に、「４１，０００円」を「６８，０００円」に改め、同項第２号中「を移転した」を「を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした」に改め、「当該移転」の次に「、修繕又は模様替」を加え、同項の次に次のように加える。

１４の２	建築基準法第８７条の４において準用する第７条第４項又は第１８条第１７項に規定する建築設備の工事の完了に係る検査手数料	一の建築設備につき１８，０００円

別表１５の項中「１基」を「一の工作物」に、「１２，０００円」を「１４，０００円」に改め、同項の次に次のように加える。

１５の２	建築基準法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第１８条第３８項第１号若しくは第２号（これらの規定を同法第８７条の４において準用する場合を含む。）に規定する仮使用認定申請手数料	１件につき１３０，０００円

別表２２の項の次に次のように加える。

２２の２	建築基準法施行令第１３７条の１２第６項に規定する既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る範囲の認定申請手数料	１件につき７０，０００円
２２の３	建築基準法施行令第１３７条の１２第７項に規定する既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築に関する制限の適用除外に係る範囲の認定申請手数料	１件につき７０，０００円

別表５４の項第１号中「及び５６の項から５８の項まで」を「、５６の項及び５７の項」に改め、同号イ中「５８の項」を「５７の項」に改め、同項第２号中「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、５６の項及び５７の項において同じ。)」を削り、同項第４号ア及びイを次のように改める。

ア　イに掲げる場合以外の場合　当該申請に係る１棟の建築物又は複合建築物につき２８８，０００円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項、次項、５６の項及び５７の項において「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、１４，５００円）

イ　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モ

デルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項第５号イにおいて同じ。）で計算して認定を申請する場合　当該申請に係る１棟の建築物又は複合建築物につき１１８，０００円（判定機関審査を受けた場合にあつては、１４，５００円）

別表５５の項第５号ア及びイを次のように改める。

ア　イに掲げる場合以外の場合　当該申請に係る１棟の建築物又は複合建築物につき１５１，０００円（判定機関審査を受けた場合にあつては、１４，５００円）

イ　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合　当該申請に係る１棟の建築物又は複合建築物につき６６，８００円（判定機関審査を受けた場合にあつては、１４，５００円）

別表５５の２の項及び５５の３の項を次のように改める。

５５の２	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項又は第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	（１）建築物エネルギー消費性能確保計画１件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）（イ）に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び５５の４の項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ａ　床面積の合計が２００平方メートル以下のもの　３９，０００円 ｂ　床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの　４３，６００円 （イ）基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の住宅

		部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ａ　床面積の合計が２００平方メートル以下のもの　２９,３００円 ｂ　床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの　３２,４００円 イ　共同住宅の用途に供する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）（イ）に掲げる場合以外の場合　当該計画に係る１棟の建築物につき７８,３００円 （イ）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　当該計画に係る１棟の建築物につき５８,１００円 ウ　住宅以外の用途に供する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第１号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　当該計画に係る１棟の建築物につき２５７,０００円 （イ）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第１号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　当該計画に係る１棟の建築物につき９８,８００円 （ウ）（ア）及び（イ）に掲げる場合以外の場合　当該計画に係る１棟の建築物につき１１,０００円 （２）住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場

		合は、それぞれの部分につき、前号ア及びウに定める額を合計した額とする。 （３）共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、第１号イ及びウに定める額を合計した額とする。
５５の３	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第２項又は第１２条第３項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	（１）変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画１件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）（イ）に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ａ　床面積の合計が２００平方メートル以下のもの　２２,５００円 ｂ　床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの　２４,８００円 （イ）基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ａ　床面積の合計が２００平方メートル以下のもの　１７,７００円 ｂ　床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの　１９,２００円 イ　共同住宅の用途に供する１棟の建築物を単位とし

		て判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）（イ）に掲げる場合以外の場合　当該計画に係る１棟の建築物につき４４,９００円 （イ）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　当該計画に係る１棟の建築物につき３４,８００円 ウ　住宅以外の用途に供する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第１号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　当該計画に係る１棟の建築物につき１３４,０００円 （イ）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第１号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合　当該計画に係る１棟の建築物につき５４,９００円 （ウ）（ア）及び（イ）に掲げる場合以外の場合　当該計画に係る１棟の建築物につき１１,０００円 （２）住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、前号ア及びウに定める額を合計した額とする。 （３）共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する１棟の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、第１号イ及びウに定める額を合計した額とする。

別表５５の３の項の次に次のように加える。

５５の４	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料	（１）軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画１件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する１棟の建築物を単位として書面を交付する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）（イ）に掲げる場合以外の場合　当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第１号ア（ア）ａ及びｂに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額 （イ）基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）に適合している旨の判定を受けていた場合　当該計画に係る１棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項第１号ア（イ）ａ及びｂに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額 イ　共同住宅の用途に供する１棟の建築物を単位として書面を交付する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）（イ）に掲げる場合以外の場合　当該計画に係る１棟の建築物につき前項第１号イ（ア）に定める額 （イ）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）に適合している旨の判定を受けていた場合　当該計画に係る１棟の建築物につき前項第１号イ（イ）に定める額 ウ　住宅以外の用途に供する１棟の建築物を単位として書面を交付する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）当該計画に係る建築物について基準省令第１条

		第１項第１号イに適合している旨の判定を受けていた場合　当該計画に係る１棟の建築物につき前項第１号ウ（ア）に定める額 （イ）当該計画に係る建築物について基準省令第１条第１項第１号ロに適合している旨の判定を受けていた場合　当該計画に係る１棟の建築物につき前項第１号ウ（イ）に定める額 （ウ）（ア）及び（イ）に掲げる場合以外の場合　当該計画に係る１棟の建築物につき前項第１号ウ（ウ）に定める額 （２）住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する１棟の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、前号ア及びウに定める額を合計した額とする。 （３）共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する１棟の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、第１号イ及びウに定める額を合計した額とする。

別表５６の項中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に改め、同項第１号中「及びイ」を「、イ及びウ」に改め、同号ア中「イに掲げる」を「イ及びウに掲げる」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合　次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）床面積の合計が２００平方メートル以下のもの　３０,６００円

（イ）床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの　３３,７００円

別表５６の項第２号中「及び次号」を「、次号及び第４号」に改め、「(次号」の次に「及び第４号」を加え、同項第７号中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号中「第４号又は第３号及び第４号」を「第５号、第３号及び第５号又は第４号及び第５号」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号を同項

第６号とし、同項第４号ア中「次に掲げる」を削り、「の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「につき２５８，０００円（判定機関審査を受けた場合にあつては、１２，２００円)」に改め、（ア）及び（イ）を削り、同号イ中「次に掲げる」を削り、「の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「につき１００，０００円（判定機関審査を受けた場合にあつては、１２，２００円)」に改め、（ア）及び（イ）を削り、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合　当該申請に係る１棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、５９，４００円（評価機関審査を受けた場合にあつては、１２，２００円）を加えた額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める額）

ア　住宅の戸数が１戸を超え４戸以下のもの　５９，４００円（評価機関審査を受けた場合にあつては、１２，２００円）

イ　住宅の戸数が４戸を超えるもの　９８，８００円（評価機関審査を受けた場合にあつては、２４，２００円）

別表５７の項中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同項第２号中「及びイ」を「、イ及びウ」に改め、同号ア中「イに掲げる」を「イ及びウに掲げる」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更の認定を申請する場合　次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）床面積の合計が２００平方メートル以下のもの　１９，０００円

（イ）床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの　２０，６００円

別表５７の項第３号中「及び次号」を「、次号及び第５号」に改め、「(次号」の次に「及び第５号」を加え、同項第８号中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同号を同項第９号とし、同項第７号中「第５号又は第４号及び第５号」を「第６号、第４号及び第６号又は第５号及び第６号」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号を同項第７号とし、同項第５号ア中「次に掲げる」を削り、「の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を

「につき１３５,０００円（判定機関審査を受けた場合にあつては、１２,２００円)」に改め、(ア）及び（イ）を削り、同号イ中「次に掲げる」を削り、「の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「につき５６,２００円（判定機関審査を受けた場合にあつては、１２,２００円)」に改め、(ア）及び（イ）を削り、同号を同項第６号とし、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号の次に次の１号を加える。

（４）基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更の認定を申請する場合　当該申請に係る１棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、３６,２００円（評価機関審査を受けた場合にあつては、１２,２００円）を加えた額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める額)

ア　住宅の戸数が１戸を超え４戸以下のもの　３６,２００円（評価機関審査を受けた場合にあつては、１２,２００円)

イ　住宅の戸数が４戸を超えるもの　６２,４００円（評価機関審査を受けた場合にあつては、２４,２００円)

別表５８の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表１２の項から１５の２の項まで、２２の２の項、２２の３の項及び５４の項から５７の項までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。